

電話対応について（対応案）

札幌地裁の民事訴訟事件に関する電話での問い合わせがあった場合、以下のとおり回答する。

第1 事件の特定がある場合

1 事件の特定があるといえる場合

- (1) 両当事者の氏名が分かること（ の検索上、最低限どちらか一方の氏名の漢字が分かる必要あり。）
- (2) 事件番号と原告・被告のどちらかの氏名が分かること

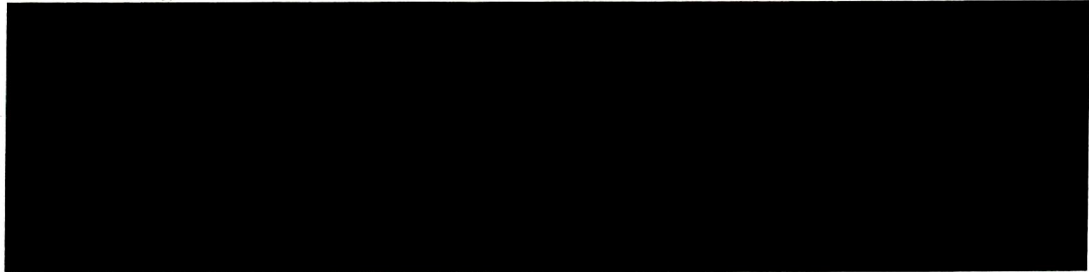
2 1の特定がある場合に回答できること

(2) 事件番号

ただし、訴訟係属をしていない場合は当事者等（代理人含む）以外には回答しない（当事者等であることの確認方法は4記載のとおり）。訴訟係属しているかどうか不明の場合（次回期日が第1回弁論場合）は、担当部に引き継ぐ。

4 1の特定ができる場合で、当事者等（代理人を含む）からの問合せと判断できる場

合



5 4に該当する場合に回答できること

(1) 4(3)に該当する場合

事件係属前の事件番号

第2 事件の特定がない場合

事件の特定がない場合、検索ができないため回答不能であるが、以下の場合、必要に応じて対応する。

1 傍聴希望者

当日の開廷情報のみ回答可能。総務課で対応しているので、総務課に引き継ぐ。

2 マスコミ関係の問合せ

事件の特定がある場合も含め、すべて総務課に対応を委ねる。総務課に引き継ぐ。

3 行政機関からの問合せ

行政共助等の説明が必要になるため、民事訟廷庶務係に引き継ぐ。

